

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第22号
件 名	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを 求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 50%; height: 15px; margin-left: 40px;"></div>
紹介議員	石 沢 のりゆき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

ゲノム編集食品が人体に与える影響を調べた研究はまだおこなわれていません。それにもかかわらず、日本ではすでにゲノム編集食品の流通が始まっています。日本では現在、6種類の作物・魚が届け出されています。トマト2種類、トウモロコシ、マダイ、トラフグ、ヒラメです。さらに、新たなゲノム編集食品の開発が国内外で進められており、今後市場に出てくることが予想されます。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。例えばゲノム編集トラフグの場合、食欲を抑制する遺伝子を壊すことで食欲をコントロールできなくします。体は大きくなりますが、血糖値や肝臓に異常が生じやすくなり、病的な状態で育つことを強いられます。カリフォルニア大学のイグナシオ・チャペラ教授は「遺伝子はお互いにコミュニケーションを凶っているの、その遺伝子の1個が壊されると、敵が来たと錯覚してその壊れた遺伝子を含む細胞を壊そうとして有害な化学物質を出したりするので、どのようなことになるか予測がつかず大変危険」と指摘します。

そのような問題点がありながらも、ゲノム編集食品には「食品表示義務がない」ため、消費者はゲノム編集食品を避けることができません。2019年、日本はゲノム編集食品について、安全性評価なしの任意の届け出で流通を認めるとし、食品表示も不要としました。ゲノム編集を避けたい消費者のためにもゲノム編集食品の「届け出の義務」と「食品表示」は必須です。地方自治体からも「ゲノム編集食品の表示を求める意見書」が岐阜県、奈良県、静岡県などから次々に提出されています。なお欧州議会では、「食品表示の義務化」と「トレーサビリティを可能にする監査書類の義務化」が議決されています(2024年2月)。

学校給食で子ども達の口に入るものは、安心安全な食材を使用することが基本です。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。遺伝子組み換え食品と同様にゲノム編集食品でも、予防原則で慎重に対応することが必要なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集」の食品表示を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。